稲城市都市計画図

◎ 高度制限

種類		建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
高度地区	第1種	建築物の各部分の高さ(地盤面からの高さにある。以下同じ)は当該部分から前面道路の反対側の境界線、または隣地境界線までの真北方向の水平距離の0.6倍に5メートルを加えたもの以下とする。	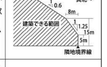
	第2種	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、または隣地境界線までの真北方向の水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルをこえる範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。	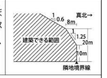
	第3種	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、または隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルをこえる範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。	

だし

1. 制限の緩和
この規定の適用の緩和に関する措置は、次に定めるところによる。
(1) 北側の前面道路の反対側に水面、緑路敷その他これらに類するもの(以下「水面等」という。)がある場合又は敷地の北側の隣地境界線に接して水面等がある場合において、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面等に接する隣地境界線は、当該水面等の幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。
(2) 敷地の地盤面が北側の隣地(北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。)の地盤面(隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。以下同じ。)より1メートル以上低い場合においては、当該敷地の地盤面は当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。
2. 一定の複数建築物に対する制限の特例
一団地内に2以上の構えをなす建築物を総合的設計によって建築する場合又は一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として総合的見地からした設計によって当該区域内に建築する場合において、建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第1項若しくは第2項(第86条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により同一敷地内にあるものとみなされるこれらの建築物は、この規定を適用する場合においては、同一敷地内にあるものとみなす。
3. 既存不適格建築物等に対する適用の除外
この規定の適用の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物が当該規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物の部分に対しては、当該規定は適用しない。
4. 許可による特例
次の各号のいずれかに該当する建築物で特定行政庁(当該建築物に関する建築基準法上の事務について権限を有する特定行政庁をいう。以下同じ。)が許可したものについては、この規定に適用しない。この場合において、第2号又は第3号に該当するものについて許可するときは、あらかじめ建築審査会の同意を得るものとする。
(1) 都市計画として決定した一団地の住宅施設に係る建築物で土地利用上適当と認められるもの
(2) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第136条に定める敷地内空地及び敷地規模を有する敷地に総合的な設計に基づいて建築される建築物で市街地の環境の整備改善に資すると認められるもの
(3) その他公益上やむを得ないと認め、又は周囲の状況等により環境上支障がないと認められる建築物

◎ 防火及び準防火地域内の構造制限

地域	規模	耐火建築物としなければならないもの	準耐火建築物(又は耐火建築物)としなければならないもの
防火地域	階数	階数3以上のもの	階数が2以下で、かつ、延べ面積が100㎡以下のもの
	延べ面積(階数にかかわらず)	100㎡をこえるもの	
準防火地域	階数	階数4以上のもの(地階を除く)	階数3のもの(地階を除く)
	延べ面積(階数にかかわらず)	1500㎡をこえるもの	500㎡をこえ1500㎡以下のもの

※ 3階建木造建築物は、準防火地域内でも建てられますが、規模、用途技術基準等に適合する必要があります。

◎ 建蔽率・容積率

※建蔽率とは

建蔽率とは、建物の建築面積(いわゆる建坪)の敷地面積に対する割合のことをいいます。同じ敷地で建坪が同じであれば階数に関係なく建蔽率は同じです。

※容積率とは

容積率とは、建築物の延べ面積(床面積の合計)の敷地面積に対する割合のことをいいます。たとえば敷地面積いっぱいに平屋の建築物を建築するとすれば、その容積率は100%、もし2階建てであれば、200%になります。また、もし敷地の半分を使って建築するのであれば平屋は50%、2階建ては100%になります。

◎ 日影規制

■規制の範囲

右図のように境界線から外側への水平距離で5mを超える範囲と10mを超える範囲の2区分で規制されます。

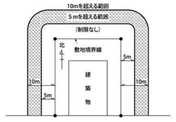

市街化区域と市街化調整区域

市街化区域	すでに市街地を形成している区域及び、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域
市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域

市街化調整区域で行うことができる主なもの

開発行為(土地造成など)	A 許可が不要のもの	1. 農林漁業用建物又はこれに従事する者の住宅 2. 駅舎・公民館、小中学校等公益上必要なもの 3. 国や公共団体などが行うもの 4. 土地区画整理事業(土地区画整理法に基づく許可は必要)又は都市計画事業として行うもの 5. 10平方メートル以内の増改築又は車庫・物置などの建築等軽易なもの
	B 許可を必要とするもの	1. 日常生活の物品の販売・加工のための店舗・事業場 2. 鉱物資源・観光資源の利用上必要な建物 3. 温度・湿度・空気等に特別な条件を必要とし、市街化区域に建築することが困難な建物 4. 農林漁業用の貯蔵・加工・処理に必要な建物 5. 中小企業の共同化・集団化に寄与する建物 6. 市街化調整区域内に建てることが不適当なもの 7. 危険物の貯蔵・処理の建物で市街化区域内に建てることが不適当なもの 8. 区域指定の際、自己の住宅又は業務用建物を建てるため所有していた土地を6ヶ月以内に届け出た者が、その日付で5年以内に行うもの 9. 5ヘクタール以上の開発行為で計画的市街化を図る上で支障がないと開発審査会が認めたもの 10. 市街化を促進するおそれがないなど、開発審査会が認めたもの
建築行為	許可が不要のもの	1. A欄に掲げる建物
	許可を必要とするもの	1. B欄の1～7に掲げる建物 2. B欄の8同様6ヶ月以内に届け出た者がその目的で5年以内に建てる建物 3. 市街化を促進するおそれがないなど、開発審査会が認めた建物

注)建築物を建築する場合は、建築基準法に基づく所定の確認手続が必要となります。

都市計画区域の決定及び変更

内容	告示年月日	告示番号	面積	備考
都市計画区域の決定	昭和38年11月4日	建設省告示第2787号	1,761ha	
都市計画区域の変更	平成9年8月1日	東京都告示第875号	1,797ha	行政区域面積の変更

市街化区域及び市街化調整区域の決定及び変更

内容	告示年月日	告示番号	面積 市街化区域	面積 調整区域	備考
市街化区域及び市街化調整区域の指定	昭和45年12月26日	東京都告示第1422号	1,434ha	327ha	
―〃― の変更	昭和56年5月27日	―ヵ―告示第573号	1,429ha	332ha	平尾地区の一部変更
―〃― の変更	平成9年8月1日	―ヵ―告示第875号	1,580.5ha	216.5ha	阪浜平尾区画整理地区の一部変更
―〃― の変更	平成19年10月31日	―ヵ―告示第1391号	1,581.2ha	215.8ha	南山東部地区の一部変更

用途地域の決定及び変更

内容	告示年月日	告示番号	面積	備考
用途地域の指定	昭和39年7月31日	建設省告示第1878号	1,702.0ha	稲城町全域(河川敷除く)
用途地域の変更	昭和43年2月14日	―ヵ―告示第176号	―ヵ―	大丸地区の一部変更
用途地域の決定	昭和48年11月20日	東京都告示第1197号	―ヵ―	新都市計画法の施行に伴う新指定(高さの限度10m)
用途地域の変更	昭和54年3月29日	―ヵ―告示第371号	―ヵ―	平尾及びよみうりランド駅前周区画整理内の一部変更
―〃―	昭和56年5月27日	―ヵ―告示第582号	―ヵ―	多2・2・2、多2・2・8号線の一部及び市街化区域、市街化調整区域の変更に伴う変更
―〃―	昭和57年3月23日	―ヵ―告示第299号	―ヵ―	稲城第一、中央両区画整理の一部変更
―〃―	昭和59年3月21日	―ヵ―告示第250号	―ヵ―	多摩ニュータウン稲城地区内の施設計画の変更に伴う一部変更
―〃―	昭和61年10月3日	―ヵ―告示第1067号	―ヵ―	多摩ニュータウン稲城地区内の初期入居に伴う一部変更
―〃―	平成元年10月11日	―ヵ―告示第1050号	―ヵ―	全面変更
―〃―	平成3年2月28日	―ヵ―告示第201号	―ヵ―	多・3・3・10号線の一部変更
―〃―	平成4年1月20日	―ヵ―告示第36号	―ヵ―	向陽台及び平尾地区の一部変更
―〃―	平成5年2月2日	―ヵ―告示第115号	―ヵ―	稲城中央公園周辺地区の一部変更
―〃―	平成5年4月6日	―ヵ―告示第469号	―ヵ―	稲城駅南地区の一部変更
―〃―	平成6年6月30日	―ヵ―告示第36号	―ヵ―	多摩ニュータウン第3住区北地区の一部変更
用途地域の決定	平成8年5月31日	―ヵ―告示第684号	1,746.7ha	都市計画法の一部改正に伴う新指定
用途地域の変更	平成8年10月14日	―ヵ―告示第1150号	―ヵ―	多摩ニュータウン第3住区北地区の一部変更
―〃―	平成9年2月12日	―ヵ―告示第123号	―ヵ―	整台地区及び長峰西地区の一部変更
―〃―	平成9年4月4日	―ヵ―告示第471号	―ヵ―	多摩ニュータウン第3住区若葉台センター地区の一部変更
―〃―	平成9年11月21日	―ヵ―告示第1243号	―ヵ―	榎戸区画整理内の一部変更
―〃―	平成12年3月17日	―ヵ―告示第304号	―ヵ―	多摩ニュータウン若葉台北地区の一部変更
―〃―	平成12年6月26日	―ヵ―告示第841号	―ヵ―	矢野口駅周辺地区及び平尾南地区の一部変更
―〃―	平成13年4月26日	―ヵ―告示第617号	―ヵ―	大丸南地区の一部変更
―〃―	平成13年7月2日	―ヵ―告示第873号	―ヵ―	南多摩駅南地区の一部変更
―〃―	平成14年2月6日	―ヵ―告示第125号	―ヵ―	稲城長沼駅北地区の一部変更
―〃―	平成14年4月26日	―ヵ―告示第629号	―ヵ―	向陽台東地区及び若葉台西地区の一部変更
―〃―	平成15年1月31日	―ヵ―告示第78号	―ヵ―	稲城中央公園周辺地区、長峰西地区及び若葉台北地区の一部変更
―〃―	平成15年8月15日	―ヵ―告示第955号	―ヵ―	川辺下地区の変更
―〃―	平成15年11月6日	―ヵ―告示第1207号	―ヵ―	若葉台東地区の変更
―〃―	平成16年6月24日	―ヵ―告示第1091号	―ヵ―	新基準による用途地域見直し
―〃―	平成17年1月19日	―ヵ―告示第32号	―ヵ―	大丸団地地区の一部変更
―〃―	平成18年8月22日	―ヵ―告示第1220号	―ヵ―	稲城長沼駅周辺地区の一部変更
―〃―	平成19年4月6日	―ヵ―告示第583号	―ヵ―	稲城中央公園周辺地区の一部変更
―〃―	平成19年10月4日	―ヵ―告示第1276号	―ヵ―	坂浜西地区の一部変更
―〃―	平成20年10月9日	―ヵ―告示第1260号	―ヵ―	向陽台中央地区の一部変更
―〃―	平成21年11月27日	―ヵ―告示第1545号	―ヵ―	南多摩駅周辺地区の一部変更
―〃―	平成24年9月12日	稲城市告示第85号	―ヵ―	南山東部地区の一部変更
―〃―	平成25年3月4日	―ヵ―告示第10号	―ヵ―	上平尾地区の一部変更
―〃―	平成25年5月29日	―ヵ―告示第50号	―ヵ―	南山東部地区の一部変更
―〃―	平成26年12月5日	―ヵ―告示第81号	―ヵ―	押立第一地区の変更
―〃―	平成27年7月29日	―ヵ―告示第61号	―ヵ―	小田良地区の一部変更
―〃―	平成29年10月23日	―ヵ―告示第91号	―ヵ―	百村地区の一部変更
―〃―	平成30年3月9日	―ヵ―告示第12号	―ヵ―	南山東部地区、京王よみうりランド駅南地区及びＪＲ南武線高架下の一部変更
―〃―	平成31年3月2日	―ヵ―告示第12号	―ヵ―	上平尾地区及び小田良地区の一部変更
―〃―	令和2年6月30日	―ヵ―告示第82号	―ヵ―	稲城榎戸地区の一部変更
―〃―	令和2年11月30日	―ヵ―告示第119号	―ヵ―	稲城中央公園の変更
―〃―	令和5年11月28日	―ヵ―告示第148号	―ヵ―	南山東部地区の一部変更

高度地区の決定及び変更

決定年月日(告示番号)	面積	最終変更年月日(告示番号)	面積
昭和45年12月22日(稲城町告示第38号)	1,059.2ha	令和5年11月28日(稲城市告示第149号)	1,723.4ha

防火及び準防火の決定及び変更

決定年月日(告示番号)	面積 防火	面積 準防火	最終変更年月日(告示番号)	面積 防火	面積 準防火
昭和39年7月31日(建設省告示第1880号)	―ha	26.1ha	令和5年11月28日(稲城市告示第150号)	15.7ha	773.8ha

多摩都市計画道路の決定及び変更

街路番号	街路名称	決定年月日(告示番号)	最終変更年月日(告示番号)	主な幅員	延長	備考
多3・1・6号	南多摩尾根幹線	昭和44年5月20日(建設省告示第2673号)	令和3年3月4日(東京都告示第217号)	43m	5,920m	整備済・事業中
多3・3・7号	稲城府中線	昭和39年10月23日(建設省告示第3031号)	平成3年10月30日(東京都告示第1122号)	25m	410m	整備済
多3・3・10号	稲城多摩線	昭和39年10月23日(建設省告示第3031号)	平成元年6月16日(東京都告示第678号)	28m	5,340m	整備済
多3・3・13号	押立東長沼線	昭和60年12月26日(建設省告示第4123号)	平成2年8月21日(東京都告示第964号)	29m	1,550m	整備済
多3・3・28号	向陽台若葉台線	平成元年7月5日(東京都告示第743号)	平成9年4月4日(東京都告示第472号)	28m	2,800m	整備済
多3・4・4号	榎戸根方線	昭和41年12月24日(建設省告示第4123号)	平成元年6月16日(東京都告示第678号)	16m	800m	未整備
多3・4・9号	公園通り線	昭和60年11月12日(東京都告示第1183号)	平成元年6月16日(東京都告示第678号)	20m	1,300m	整備済
多3・4・11号	矢野口大丸線	昭和41年12月24日(建設省告示第4123号)	平成3年10月30日(東京都告示第1121号)	16m	3,530m	整備済・一部事業中
多3・4・12号	読売ランド線	昭和41年12月24日(建設省告示第4123号)	平成18年6月23日(東京都告示第1035号)	17～20.1m	2,350m	整備済・事業中
多3・4・14号	稲城長沼駅前通り線	昭和39年10月23日(建設省告示第3031号)	平成3年10月30日(東京都告示第1122号)	18m	470m	事業中
多3・4・15号	東長沼坂浜線	昭和41年12月24日(建設省告示第4123号)	平成5年4月20日(東京都告示第520号)	20m	3,090m	事業中・一部未整備
多3・4・16号	稲城南多摩線	昭和50年7月23日(東京都告示第757号)	平成18年6月23日(東京都告示第1035号)	20m	3,420m	整備済・一部未整備
多3・4・17号	坂浜平尾線	昭和44年1月29日(建設省告示第165号)	平成9年8月1日(東京都告示第876号)	16～17m	2,630m	整備済
多3・4・18号	ニュータウン街路1号線	昭和41年12月24日(建設省告示第4123号)	平成7年2月10日(東京都告示第137号)	21m	1,470m	整備済
多3・4・29号	矢野口駅南口線	平成3年10月30日(東京都告示第1122号)	―	18m	50m	整備済
多3・4・30号	矢野口駅南北線	平成3年10月30日(東京都告示第1122号)	―	18m	160m	整備済
多3・4・31号	稲城駅西口線	平成5年4月20日(東京都告示第520号)	―	16m	130m	未整備
多3・4・36号	小田良上平尾線	平成21年11月20日(稲城市告示第81号)	―	17m	1,800m	事業中・一部未整備
多7・4・5号	東長沼矢野口線	平成8年6月23日(稲城市告示第60号)	―	16m	1,120m	整備済・事業中
多7・5・1号	稲城駅北口線	昭和55年8月8日(稲城市告示第35号)	平成元年6月16日(稲城市告示第50号)	12m	720m	整備済
多7・5・2号	公園通り梨の道線	平成元年10月25日(稲城市告示第89号)	―	15m	630m	事業中
多7・5・3号	宿榎戸線	平成4年3月3日(稲城市告示第21号)	令和2年6月30日(稲城市告示第84号)	12m	500m	事業中
多7・5・4号	大丸南向陽台線	平成4年3月3日(稲城市告示第22号)	―	12m	750m	整備済
多7・5・6号	南山街路1号線	平成30年3月9日(稲城市告示第15号)	―	12m	1,120m	整備済・事業中
多7・5・7号	南山街路2号線	平成30年3月9日(稲城市告示第15号)	―	12m	910m	事業中
鉄南付1号	都市高速鉄道第1日本橋梁鉄道高武線付属街路第2号線	平成4年1月6日(稲城市告示第1号)	―	6m	210m	整備済
鉄南付2号	都市高速鉄道第1日本橋梁鉄道高武線付属街路第2号線	平成4年1月6日(稲城市告示第1号)	―	6m	130m	整備済
鉄南付3号	都市高速鉄道第1日本橋梁鉄道高武線付属街路第3号線	平成4年1月6日(稲城市告示第1号)	―	6～8m	940m	整備済
鉄南付4号	都市高速鉄道第1日本橋梁鉄道高武線付属街路第4号線	平成4年1月6日(稲城市告示第1号)	―	6m	580m	整備済
鉄南付5号	都市高速鉄道第1日本橋梁鉄道高武線付属街路第5号線	平成4年1月6日(稲城市告示第1号)	―	6～7m	1,190m	整備済

多摩都市計画、八王子都市計画及び町田都市計画新住宅市街地開発事業(多摩ニュータウン事業)の決定及び変更

告示年月日	告示番号	内容	面積	人口	備考
昭和40年12月28日	建設省告示第3659号	新住宅市街地開発事業都市計画決定	2,962 ha	30 万人	
昭和41年12月24日	―ヵ―告示第4124号	多摩・小野路土地区画整理事業区域を除外(210ha)	2,752 ha	―ヵ―	
昭和43年8月17日	―ヵ―告示第2296号	国際ゴルフ場(49ha)を新住区域に編入	2,801 ha	31.3万人	
昭和45年4月28日	東京都告示第463号	居宗地区を多摩土地区画整理事業区域に入れ、鶴牧3haを除外、同時に都市計画標人口を変更	2,770 ha	38 万人	
昭和46年7月29日	―ヵ―告示第821号	由木土地区画整理事業区域を除外(202ha)	2,568 ha	35 万人	
昭和56年3月14日	―ヵ―告示第226号	新住区域と区画整理区域との区域整理事業区域内事業(1ha除外)	2,567 ha	―ヵ―	
昭和56年12月22日	―ヵ―告示第1331号	計画目標人口及び土地利用計画の変更	―ヵ―	32 万人	
昭和58年2月10日	―ヵ―告示第135号	八王子市大字堀之内の鶴巻区(4.6ha)を新住区域から除外、同時に土地利用計画の変更	2,562.6ha	―ヵ―	
昭和59年3月21日	―ヵ―告示第254号	土地利用計画の変更	―ヵ―	―ヵ―	
昭和62年2月5日	―ヵ―告示第111号	土地利用計画の変更の外大丸地区(0.3ha)の変更	2,562.9ha	―ヵ―	
昭和62年4月3日	―ヵ―告示第437号	土地利用計画の変更	―ヵ―	―ヵ―	
昭和63年1月14日	―ヵ―告示第45号	町田市域小山町外区域を除外(176.4ha)	2,386.5ha	31.1万人	
昭和63年3月10日	―ヵ―告示第240号	多摩市連光寺・町田市小野路町等の一部を除外(29.7ha)	2,356.8ha	30.6万人	
昭和63年12月26日	―ヵ―告示第1239号	多摩市唐木田・八王子別所等の一部を除外(0.3ha)	2,356.5ha	―ヵ―	
平成元年7月3日	―ヵ―告示第731号	稲城市城大丸入谷戸・百村聖台及び坂浜字谷戸地区(48ha)を除外	2,347.7ha	30.5万人	
平成3年2月28日	―ヵ―告示第197号	土地利用計画の変更	―ヵ―	―ヵ―	
平成5年4月20日	―ヵ―告示第519号	稲城百村土地区画整理事業区域を除外(8.1ha)	2,339.6ha	30.4万人	
平成7年2月10日	―ヵ―告示第136号	土地利用計画の変更	―ヵ―	―ヵ―	
平成9年8月1日	―ヵ―告示第879号	阪浜平尾土地区画整理事業区域を除外(22.4ha)	2,317.2ha	30.0万人	
平成11年1月21日	―ヵ―告示第38号	区域の変更(多3・3・28引廻し交通広場設置、八王子市鑓水公園土地利用(多摩市))	2,317.2ha	30.0万人	
平成12年12月20日	―ヵ―告示第1438号	土地利用計画の変更(ニュータウン未承認区域の除外)	2,225.6ha	28.2万人	
平成14年2月6日	―ヵ―告示第121号	土地利用計画の変更(教育施設・特定業務用地の転用及びハ王子市板木谷戸緑地の追加)	―ヵ―	―ヵ―	
平成15年1月31日	―ヵ―告示第80号	土地利用計画の変更	―ヵ―	―ヵ―	
平成17年1月19日	―ヵ―告示第34号	土地利用計画等の変更	2,218.2ha	―ヵ―	
平成17年3月11日	―ヵ―告示第335号	多摩市貝取の一部を除外(0.8ha)	2,217.4ha	―ヵ―	

※稲城市については昭和46年7月30日に建設省告示第1311号で事業認可されています。
※多摩ニュータウン事業は、平成18年3月30日に国土交通省告示第415号で事業完了されています。

多摩都市計画公園及び緑地の決定及び変更

番号	名称	決定年月日(告示番号)	最終変更年月日(告示番号)	面積	備考
第2・2・1号	大丸公園	昭和48年11月20日(稲城市告示第44号)	―	0.71ha	開設
第2・2・2号	吉方公園	昭和59年11月19日(稲城市告示第51号)	平成9年11月21日(稲城市告示第94号)	0.81ha	一部開設
第2・2・3号	百村神化公園	昭和59年11月19日(稲城市告示第51号)	―	0.13ha	開設
第2・2・4号	東長沼七曲見晴公園	昭和59年11月19日(稲城市告示第51号)	―	0.33ha	開設
第2・2・5号	百村入谷戸公園	昭和59年11月19日(稲城市告示第51号)	―	0.21ha	開設
第2・2・6号	小沢峰公園	昭和59年11月19日(稲城市告示第51号)	―	0.11ha	開設
第2・2・7号	平尾夫婦坂公園	昭和59年11月19日(稲城市告示第51号)	―	0.14ha	開設
第2・2・8号	平尾平和公園	昭和59年11月19日(稲城市告示第51号)	―	0.29ha	開設
第2・2・9号	平尾丸山公園	昭和59年11月19日(稲城市告示第51号)	―	0.16ha	開設
第2・2・10号	平尾公園	昭和59年11月19日(稲城市告示第51号)	―	0.12ha	開設
第2・2・11号	平尾山王橋公園	昭和59年11月19日(稲城市告示第51号)	―	0.13ha	開設
第2・2・12号	平尾大宮屋公園	昭和59年11月19日(稲城市告示第51号)	―	0.54ha	開設
第2・2・13号	松葉公園	平成元年12月26日(稲城市告示第97号)	―	0.15ha	開設
第2・2・14号	矢野口公園	平成9年11月21日(稲城市告示第94号)	―	0.35ha	事業中
第2・2・15号	円覚寺公園	平成9年11月21日(稲城市告示第94号)	令和2年6月30日(稲城市告示第85号)	0.06ha	事業中
第2・2・17号	平尾谷戸公園	平成12年6月26日(稲城市告示第40号)	―	0.24ha	開設
第2・2・18号	矢野口第1公園	平成12年6月26日(稲城市告示第39号)	―	0.20ha	事業中
第2・2・19号	矢野口第2公園	平成12年6月26日(稲城市告示第39号)	―	0.17ha	事業中
第2・2・20号	矢野口第3公園	平成12年6月26日(稲城市告示第39号)	―	0.13ha	事業中
第2・2・21号	矢野口第4公園	平成12年6月26日(稲城市告示第39号)	―	0.09ha	事業中
第2・2・22号	大丸南第1公園	平成13年4月26日(稲城市告示第44号)	―	0.30ha	開設
第2・2・23号	大丸南第2公園	平成13年4月26日(稲城市告示第44号)	―	0.11ha	開設
第2・2・30号	押立第一公園	平成26年12月5日(稲城市告示第84号)	―	0.08ha	開設
第2・2・32号	南山第1公園	平成30年3月9日(稲城市告示第16号)	―	0.14ha	事業中
第2・2・33号	南山第2公園	平成30年3月9日(稲城市告示第16号)	―	0.97ha	事業中
第2・2・34号	三反田湧水公園	平成31年3月2日(稲城市告示第15号)	―	0.35ha	開設
第2・2・35号	焼場公園	平成31年3月2日(稲城市告示第15号)	―	0.38ha	開設
第2・2・36号	平尾一望公園	平成31年3月2日(稲城市告示第15号)	―	0.08ha	開設
第2・2・37号	寺谷津公園	平成31年3月2日(稲城市告示第15号)	―	0.60ha	開設
第2・2・38号	三沢川親水公園	令和2年6月30日(稲城市告示第85号)	―	0.24ha	開設
第2・2・39号	小田良川公園	令和5年3月4日(稲城市告示第32号)	―	0.58ha	開設
第2・2・40号	小田良中央公園	令和5年3月4日(稲城市告示第32号)	―	0.14ha	開設
第2・2・41号	小田良みはらし公園	令和5年3月4日(稲城市告示第32号)	―	0.13ha	開設
第3・3・1号	大丸公園	昭和43年3月30日(建設省告示第700号)	昭和49年8月3日(東京都告示第816号)	1.3ha	開設
第3・3・19号	稲城第2公園	昭和59年3月21日(東京都告示第253号)	―	3.9ha	開設
第3・3・20号	稲城第3公園	昭和59年3月21日(東京都告示第253号)	平成7年2月10日(稲城市告示第12号)	3.7ha	一部開設
第3・3・21号	平尾南公園	昭和59年11月19日(東京都告示第1091号)	―	1.9ha	開設
第3・3・23号	根方谷戸公園	平成30年3月9日(稲城市告示第16号)	―	3.9ha	事業中
第4・4・1号	稲城第1公園	昭和59年3月21日(東京都告示第253号)	平成14年2月22日(稲城市告示第16号)	9.9ha	開設
第4・4・2号	稲城第4公園	昭和59年3月21日(東京都告示第253号)	平成7年2月10日(東京都告示第138号)	6.4ha	開設
第4・4・3号	奥畑谷戸公園	平成18年6月23日(稲城市告示第61号)	平成30年3月9日(稲城市告示第16号)	8.4ha	事業中
第5・5・1号	稲城中央公園	昭和45年12月22日(東京都告示第1347号)	昭和59年3月21日(東京都告示第253号)	16.0ha	開設
第5・5・5号	小田良谷戸公園	平成9年8月1日(東京都告示第877号)	平成23年12月19日(東京都告示第1778号)	15.1ha	一部事業中
第9・6・1号	桜ヶ丘公園	昭和36年3月2日(建設省告示第240号)	昭和59年11月19日(東京都告示第1091号)	※1 23.5ha	計画
第1号	多摩川緑地	昭和44年4月15日(東京都告示第1464号)	―	3.1ha	開設
第2号	稲城北緑地	昭和49年11月14日(東京都告示第1171号)	―	2.0ha	開設
第3号	大丸用水緑地	昭和59年11月19日(東京都告示第1094号)	―	1.2ha	開設
第4号	平尾入定塚緑地	昭和59年11月19日(稲城市告示第52号)	―	0.86ha	開設
第5号	坂浜上谷戸緑地	昭和61年1月21日(東京都告示第54号)	昭和63年11月18日(東京都告示第1111号)	3.4ha	一部開設
第6号	清水谷戸緑地	平成9年8月1日(東京都告示第878号)	―	14.7ha	計画
第10号	南山第1緑地	平成30年3月9日(稲城市告示第17号)	令和5年11月28日(稲城市告示第151号)	0.77ha	事業中
第11号	南山第2緑地	平成30年3月9日(稲城市告示第17号)	―	0.15ha	開設
第12号	南山第3緑地	平成30年3月9日(稲城市告示第17号)	令和5年11月28日(稲城市告示第151号)	0.16ha	事業中
第13号	南山第4緑地	平成30年3月9日(稲城市告示第17号)	令和5年11月28日(稲城市告示第151号)	0.21ha	事業中
第14号	南山第5緑地	平成30年3月9日(稲城市告示第17号)	令和5年11月28日(稲城市告示第151号)	3.0ha	事業中
第15号	南山第6緑地	平成30年3月9日(稲城市告示第17号)	令和5年11月28日(稲城市告示第151号)	※2 2.2ha	事業中
第16号	南山第7緑地	平成30年3月9日(稲城市告示第17号)	―	0.28ha	事業中
第17号	上平尾第1緑地	平成31年3月2日(稲城市告示第16号)	―	0.9ha	開設
第18号	上平尾第2緑地	平成31年3月2日(稲城市告示第16号)	―	1.6ha	開設
第19号	上平尾第3緑地	平成31年3月2日(稲城市告示第16号)	―	0.04ha	開設

※都市計画公園・緑地の名称は開設時の名称と異なる場合があります。 ※1稲城市1.9ha、多摩市121.6ha
※2立体的な範囲0.10ha

土地区画整理事業の決定及び変更

名称	告示年月日	告示番号	面積	備考
稲城榎戸土地区画整理事業	昭和63年11月18日	東京都告示第1108号	約25.3ha	
稲城矢野口駅周辺土地区画整理事業	平成3年9月9日	稲城市告示第63号	約16.8ha	
稲城稲城長沼駅周辺土地区画整理事業	平成3年9月9日	―ヵ―告示第64号	約10.6ha	
稲城南多摩駅周辺土地区画整理事業	平成3年9月9日	―ヵ―告示第65号	約12.2ha	
坂浜平尾土地区画整理事業 ※	平成9年8月1日	東京都告示第874号	約211.9ha	
	平成19年10月4日	―ヵ―告示第1277号	約184.3ha	坂浜西地区地区計画の決定に伴う削除
	平成21年11月20日	―ヵ―告示第1532号	約184.3ha	都市計画道路の変更に伴う変更
	平成23年12月19日	―ヵ―告示第1777号	約184.3ha	都市計画公園の変更に伴う変更
稲城南山東部土地区